

議案第19号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立船上山少年自然の家）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立船上山少年自然の家
- 2 指 定 管 理 者 TKSS・富士総合警備保障共同企業体
代表者 米子市米原八丁目11番49号
株式会社TKSS
代表取締役 田 中 富士夫
鳥取市南栄町405番地1
富士総合警備保障株式会社
代表取締役 谷 口 道 明
- 3 指 定 の 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 理 由 鳥取県立船上山少年自然の家の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、TKSS・富士総合警備保障共同企業体を指定管理者とし

て指定しようとするものである。